

## 香芝市立保育所等保育士派遣業務事業者 公募実施要項

### 1. 目的

早急な保育士不足解消のため、市立保育所等へ保育士派遣業務を行うことが可能な事業者を公募します。また、安定的かつ迅速に保育士を確保するため、契約単価を統一し、保育士派遣労働者が規定の人数に達するまで、複数の事業者から契約交渉を実施します。

### 2. 募集対象業務

#### (1) 業務名

香芝市立保育所等保育士派遣業務

#### (2) 業務内容

別添「香芝市立保育所等保育士派遣業務仕様書」のとおり

#### (3) 予定履行期間

契約日から令和7年3月31日まで

#### (4) 契約単価

1時間あたり2,400円(税抜き)

#### (5) 派遣人員総数

5名程度(1社あたりの上限人数はありません)

### 3. 参加資格要件

参加事業者は、本事業の目的を理解し、申請時点で次に掲げる項目をすべて満たす者であること。

- (1) 令和6年度において香芝市競争入札参加資格を有する業者であること。ただし、資格を有さない業者は「4. 入札参加資格を有さない者の参加」を参照のこと。
- (2) 香芝市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (3) 営業に関し、法令等の規定により許可、登録、認可等を必要とする場合は、申請時においてそれらを受けている者
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者
- (5) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険(以下「社会保険等」という。)に加入している者又は社会保険等の適用を除外されている者
- (6) 過去2箇年の間に国又は地方公共団体の保育施設への派遣実績があること。
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (8) 香芝市が締結する契約における暴力団排除措置要綱(平成24年4月1日施行)に規定する排除措置対象者に該当しない者
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立をしている者でないこと。
- (10) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立をしている者でないこと。

#### 4. 入札参加資格を有さない者の参加

3.資格要件(1)に掲げる入札参加資格を有さない者が参加する場合は、次のとおり追加資料を参加申込書類とあわせて提出してください。審査の結果、香芝市入札参加資格要件を満たし、名簿に登録されているものと同様の資格を有すると認められた場合、契約交渉をすることができます。

○提出書類：次に掲げる書類一式を1部提出すること。【発行から3ヶ月以内のもの。(写し可)】

提出書類一覧	
1	「履歴事項全部証明書」(旧：商業登記簿謄本) ※個人の場合は「事業証明書」及び「住民票」
2	①消費税及び地方消費税について未納税額が無い証明 ※所管税務署にて発行される納税証明書「その3」又は「その3の3」 ※個人の場合は納税証明書「その3」又は「その3の2」  ②法人市民税(直近の事業年度分)に未納額が無い証明 ※納税証明書もしくは完納証明書 ※個人の場合は、「市県民税」

※A4ファイルに綴じ、表紙・背表紙に商号等を必ず記載してください。

#### 5. スケジュール

公告(募集開始)後、参加申込書類を提出いただいた事業者毎に審査を行い、審査結果を通知させていただきます。

#### 6. 手続概要

##### (1) 募集要項等の配布

【配布期間等】令和6年3月14日(木)～当市が希望する派遣人数に達するまで  
香芝市企画部人事課(香芝市役所3階)で配布(土日祝日を除く)、  
もしくは市ホームページからダウンロード

##### (2) 質疑の受付及び回答

【受付期間】令和6年3月14日(木)～当市が希望する派遣人数に達するまで

【提出方法】「質問書(様式2)」に内容を簡潔に記載し電子メールにて提出してください。また提出後電話により受信確認を行ってください。なお、質問書以外での問合せについては一切受け付けいたしません。

メールアドレス：<jinji@city.kashiba.lg.jp>

電話番号：0745-76-2001

【回答】質問書に対する回答については、随時、市ホームページにて公表します。

### (3) 参加申込書類の提出

【受付期間】 令和6年3月14日（木）～当市が希望する派遣人数に達するまで

【提出先】 香芝市企画部人事課（香芝市役所3階）

〒639-0292 香芝市本町1397番地

【提出方法】 持参の場合：事前に人事課に来庁日時をお電話ください。

郵送の場合：書留等により郵送のこと。

【提出書類】 ①参加申込書（様式1）

②3. 資格要件（3）を証明できる写し

③3. 資格要件（6）を証明できる契約書・仕様書等の写し

## 7. 選定方法

### (1) 審査方針

参加申込書類に基づき審査を実施し、受託事業者として適当と判断された場合は、受託候補者として決定します。参加者から、複数の事業者を受託候補者として決定することもあります。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けないものとします。

### (2) 選考結果の通知

選考結果は、随時、当該申込業者に通知します。

また、受託候補者は選定後、速やかに市ホームページで公表します。

## 8. 契約の交渉

(1) 契約内容及び仕様については、本市と詳細を協議した結果、変更が生じることもあります。

(2) 受託候補者となっても、保育士派遣労働者が規定の人数に達した場合には契約しないことがあります。

## 9. その他留意事項

### (1) 失格・無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とします。

①参加申込書類の提出後、契約締結日までの間に、3の参加資格要件を満たさなくなった場合。

②参加申込書類において虚偽の記載がある場合。

③参加申込に関して談合等の不正行為があった場合。

④正常な参加申込の執行を妨げる等の行為があった場合。

⑤法令並びに香芝市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ参加申込を行った場合。

⑥審査の公平性を害する行為があった場合。

⑦前各号に定めるもののほか、参加申込にあたり著しく信義に反する行為等により、

市が失格であると認めた場合。

(2) 留意事項

- ①本件の参加に係る経費は、全て参加者の負担とします。
- ②提出書類に含まれる特許権・実用新案権・意匠権・商標権その他日本国の法令に基づいて保護される、第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じる責任は、全て参加者が負うものとします。
- ③審査及び評価の内容、参加者名等の内容についての質問は一切受け付けません。
- ④提出された書類は返却しません。
- ⑤提出後に書類の内容を変更することは認めません。(軽微な修正を除く)  
ただし市から指示があった場合はその限りではありません。
- ⑥提出された書類は香芝市情報公開条例(平成12年条例第28号)及び香芝市個人情報保護に関する法律施行条例(令和4年条例第23号)の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合があります。

10. 問合せ先及び各種書類の提出先

香芝市企画部人事課(香芝市役所3階)

〒639-0292 香芝市本町1397番地

TEL 0745-76-2001

FAX 0745-78-3830

メール <jinji@city.kashiba.lg.jp>